

職業能力開発促進法施行規則の一部改正について

技能検定の職種及び内容について、近年の技術動向等を踏まえ、「写真職種(肖像写真銀塩作業)」の廃止、並びに「建築板金職種」及び「鉄筋施工職種」の試験科目等の見直しを行うとともに、所要の改正を行った。

1. 写真

☆ 「肖像写真銀塩作業」の廃止

求められる技能の主流が、現像が必要な肖像写真銀塩作業から肖像写真デジタル作業に移っていることに鑑み、「写真」職種の「肖像写真銀塩作業」を廃止する。

2. 建築板金

☆ 学科試験の科目の追加

現場の実態を踏まえ、「建築板金」職種の基礎1級及び基礎2級の学科試験科目を見直す。

3. 鉄筋施工

☆ 学科試験の科目の範囲の追加・実技試験の科目の範囲の削除

現場の実態を踏まえ、「鉄筋施工」職種の3級の学科及び実技試験科目の範囲を見直す。

【公布日】 平成28年9月30日。

【施行期日】 平成29年4月1日。ただし「3. 鉄筋施工」については平成28年10月1日。